

第二十九号議案

江戸川区立区民館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年六月二十八日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区立区民館条例の一部を改正する条例

江戸川区立区民館条例（昭和四十二年七月江戸川区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、福祉の増進」を「及び福祉の増進」に改める。

第四条第一号中「（小岩区民館にあつてはコミュニティホール）」を削る。

第十二条第二号中「、利用条件」を「利用条件」に改める。

第十五条中「き損」を「毀損」に改める。

別表一江戸川区立小岩区民館の項を次のように改める。

江戸川区立小岩区民館	集会室 和室 講座講習室 レクリエーションホール くつろぎの間 談話室
------------	--

別表二江戸川区立小岩区民館の部(一)の表を削る。

別表二江戸川区立小岩区民館の部(二)の表コミュニティホール音楽室の項を削り、同表備考を次のように改める。

備考

利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、規定使用料の

五割相当額を増徴する。

別表二江戸川区立小岩区民館の部(二)の表を同部の表とする。

付 則

この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。

(説明)

小岩区民館のコミュニティホール及びコミュニティホール音楽室の廃止に伴い、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。